



島根県報

令和4年2月1日(火)

号外第10号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更(3件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始(2件)

(") 5

告 示**島根県告示第63号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町給下513番地先から同520番地先まで	前	メートル 13.36～ 29.70	メートル 213.84	雲南県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 13.36～ 29.85	メートル 213.84		

島根県告示第64号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	187号	鹿足郡津和野町左鏡618番2地先から同2156番11地先まで	前	メートル 22.40～ 43.43	メートル 58.60	災害防除工事 拡幅
			後	37.28～ 45.36	58.60	

島根県告示第65号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原107番5地先から同地先まで	前	メートル 11.75～ 26.67	メートル 150.60	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	11.75～ 27.13	150.60	
〃	〃	鹿足郡津和野町日原722番1地先から同721番3地先まで	前	24.80～ 36.38	43.15	道路改良工事 拡幅
			後	30.55～ 39.50	43.15	

島根県告示第66号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	宮内掛合線	出雲市佐田町原田799番8地先から同490番4地先まで	メートル 175.61	令和4年 2月1日	出雲県土整備 事務所	

島根県告示第67号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田商港線	浜田市熱田町1935番5地先から同地先まで	メートル 42.84	令和4年 2月1日	浜田県土整備 事務所	